

ACSV MONTHLY LETTER

消費税率 10%の導入時期は、今のところ平成 31 年 10 月 1 日とされています。会計ソフトを利用して入力している場合の対応について説明します。

● 消費税率 10%への会計ソフト対応について

一般的に会計ソフトへは税込みで入力します。消費税額は自動で計算され、決算書・試算表などの帳票については、「税込み」と「税抜き」が選べるようになっています。

税込み帳票		税抜き帳票	
売上高	10,800 円	売上高	10,000 円
仕入高	6,480 円	仕入高	6,000 円
給料手当	1,000 円	給料手当	1,000 円
月次利益	3,320 円	月次利益	3,000 円
租税公課 (決算)	320 円	—	—
当期利益	3,000 円	当期利益	3,000 円

当期利益は同じとなりますが、税込み帳票の場合は決算でまとめて「租税公課」を計上することになるため、月次利益をより正しく把握するためには税抜き帳票がベターといえます。取引規模が大きくなればなるほど、税込み帳票と税抜き帳票の差が大きくなるため、当事務所では法人や取引規模の大きい個人事業は「税抜き帳票」を推奨しています。

消費税 10%導入後の会計ソフトごとの対応は、以下の通りです。

会計ソフト名	税込み帳票	税抜き帳票
I7の財務応援	○	× ⇒ 財務顧問 R4 へアップグレード必要
I7の財務顧問 R4	○	○
弥生会計 14 以前	○	× ⇒ 弥生会計 17 以降へアップグレード必要
弥生会計 15・16	○	△ ⇒ 29.4.1~31.9.30 が 10%となるため手修正必要
弥生会計 17 以降	○	○

税込み帳票であればアップグレードの必要はありませんが、法人・個人事業にかかわらず取引規模の大きい事業者は税抜き帳票で出力できるよう対応が必要です。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付 (第1期)	
5月	自動車税の納付	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です (納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。